

仕様書

1 件名 デジタルカラー複合機賃貸借

2 設置施設

- (1) 草加市高年者福祉センターふれあいの里
埼玉県草加市新里町106番地6
- (2) 草加市障害者グループホームひまわりの郷
埼玉県草加市柿木町1104番地

3 納品期限 令和8年3月31日まで

4 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 数量

- (1) 草加市高年者福祉センターふれあいの里 1台
- (2) 草加市障害者グループホームひまわりの郷 1台

6 参考例示品 デジタルカラー複合機 京セラ TASKalfa 5053ci

7 支払方法 毎月末払い

8 保守等

- (1) 借上物件の使用に支障が生じることを未然に防ぐために、定期的な保守点検を実施すること。
- (2) 故障等の緊急時には、正常に使用できるよう迅速に対応すること。
- (3) 用紙を除く消耗品（トナーを含む。）については、受託者の負担とする。

9 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積りを作成すること。

10 その他

(1) 規格仕様は、参考例示品と同等以上とする。

同等商品の場合は、事前に資料、カタログ等を添付し、承認を得ること。

(2) 見積書には、賃貸借料、保守料（使用した用紙の枚数により発生する料金または1枚使用するごとに発生する料金）及びトナー料金の内訳及びその総額を記載すること。

1ヶ月平均使用枚数

① 草加市高年者福祉センターふれあいの里	(カラー)	約700枚
	(モノクロ)	約1,300枚
② 草加市障害者グループホームひまわりの郷	(カラー)	約500枚
	(モノクロ)	約2,800枚

(3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

(4) 借上げ物件の納品に当たっては、担当の指示に従い、完全に使用できる状態まで調整し、設置すること。

(5) 指定の場所に、搬入、据付、調整、配線作業の一切を行うこと。

(6) 契約期間の満了に伴う借上げ物件の撤去にかかる費用（データ消去作業含む。）と原状回復にかかる費用は受託者の負担とする。ただし、期間満了などによる撤去の必要性が生じるまで費用負担は発生しないものとする。

(7) 賃貸借料及び保守料については、設置施設ごとに指定口座より引き落とし又は請求するものとする。

11 問い合わせ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：五十嵐、安藤

電話：048-930-0311